

平成31年2月6日

葉山町議会議長 伊東 圭介 様

町民の立場に立ったまちづくり条例の遵守を願う陳情

葉山町堀内1487 豊間 純子
090-9856-6203

31.2.-6

31-5

1. 陳情の趣旨 :

葉山町別荘第一号地である葉山町堀内1363番1他における大和ハウス工業株式会社「(仮称)葉山町堀内PJ」老人ホーム計画は、主要道路とされる国道向原交差点まで町道幅員6m未満のすれ違い困難な狭い箇所が複数箇所あり、更にこの町道は通学路、海岸地区からの避難経路に指定され、また計画地唯一の間口が土砂災害警戒区域でもあるので、通行が集中する主要道路の道路幅員が最低6m確保されない本計画での安全確保は困難であり、町長が『拡幅整備が不可能な事情がある』と認め本計画の開発許可を出してしまわない様、また拡幅困難の事情がある場合は、幅員6m未満の主要道路でも開発しても良いという悪しき前例を作らぬよう、町長に対し申し入れするよう陳情申しあげます。

2. 理由 :

葉山町まちづくり条例は、道路状況のよくない葉山町において、これ以上建築物の建築や開発行為等によって道路状況を悪化させないために、まちづくり条例33条とまちづくり条例施行規則27条によって、1000m以上の開発や建築計画については、『主要道路』と『主要道路と周辺の整備された道路との間の道路』は、それぞれ道路幅員が6m以上必要であると規定しています。

しかしながら本計画では接道条件とされる北側町道には車両や要配慮者の通行は不可能な約7mの高低差のあるスロープ無しの階段のみしかなく、階段下の町道幅員は4m未満の狭い箇所を含む町道となっており緊急車両等を含み車両のすれ違いは困難な町道である為、主要道路はすみ切りのない間口5.78mの南側町道となっております。

しかしその南側町道の隣地前町道幅員は5.82mと条例上必要とされる6mが確保されておりません。また主要道路上には幅員6m未満の箇所が複数あります。

更にこの南側町道は通学路に指定され、森戸、眞名瀬、芝崎方面等海岸地区と向原方面の幼稚園、小中学校、葉山町役場等行政地区を結ぶ重要な町道であり、更に一年を通じて公園と海を楽しむ多くの観光客が行き交い、町道に設置されているグリーンラインは学童、市民、観光客などの安全な歩行区域として認識されています。

また近年新設された保育園の送迎車は海岸県道側への通り抜け禁止とされているため、全送迎車が計画地前主要道路を通過することとなっており、海側町道と国道を通り抜ける車両で急激に交通量が増加しています。

更にこの向原交差点への主要道路は、津波、大規模火災等の際の海岸地域の住民の避難経路に指定されており、常時町民や観光客が避難可能な環境を確保することが求められています。

しかし、本計画の敷地内通路は僅か3.3m、転回広場も設置されておらず敷地内での緊急車両等、車両のすれ違いが困難であり駐車場も僅か8台のみのため、多数の歩行者と自動車の利用する交通上のネックであるところ、今後解体や建築工事による大型車両の出入りのみならず、老人ホームの車両の出入が行われると、6mの幅員が確保されていない道路状況が更に悪化し收拾のつかない状況となることは明らかです。

またこの計画地の主要道路にある唯一の出入口の南側町道は土砂災害警戒区域となっており、災害時にこの間口の通行が塞がれた場合、本計画は二方向避難路となっておらず車両が北側町道に通り抜けが不可能なため、救助作業など大きな支障が発生し施設利用者だけでなく周辺住民の生命も大きな危険に曝されることとなります。

町長が幅員6mの拡幅整備が不可能な事情でも特定開発事業を認める場合は、計画が公共性等のある建築物、もしくは町民が求める施設の建設であるべきで、人命、及び住環境に悪影響を及ぼす恐れがあり、町民がその計画を受け入れることが出来ない場合は、町長は特定開発事業を許可すべきではなく、また、町長は、幅員6mの『拡幅整備が不可能な事情であると認めたときは、この限りではない。』という条文を、6m未満の町道でも拡幅整備が不可能なら開発しても良いと判断するのではなく、拡幅が不可能なら開発を許可しないという立場であるべきです。災害時の危機管理を含め町道6m幅員は町内外の人々の命綱であることをご理解頂き、本計画が国道まで安全に行き来できるのに十分な6mの幅員が確保されていない現状で、町長が、拡幅整備が不可能という理由でゆめゆめ本計画の開発を許可することのないよう願っております。

添付；大和ハウス工業株式会社提出現況測量図、配置図、葉山町まちづくり条例第27条抜粋、土砂災害警戒区域図、主要道路写真